

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

いわゆるダンピング受注の排除を図る観点から、香川県における建設工事に係る委託業務については、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を運用しているところではありますが、令和7年4月1日より、次のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

1 見直しの内容

(1) 測量業務

計算式のうち、諸経費の算入率を48%から50%に改定する。

【計算式】

(現行)

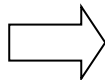
ア 県の設計金額（直接測量費）の100%

イ 県の設計金額（測量調査費）の100%

ウ 県の設計金額（諸経費）の48%

ア～ウの合計金額

※ア～ウについては、1円未満切捨て



(改定後)

ア 県の設計金額（直接測量費）の100%

イ 県の設計金額（測量調査費）の100%

ウ 県の設計金額（諸経費）の50%

ア～ウの合計金額

※ア～ウについては、1円未満切捨て

【範囲】※変更なし

- ・ 予定価格を100分の110で除した額（以下「入札書比較価格」という。）の60%～82%
- ・ なお、計算式により算出した額が、上記「範囲」を上回った（下回った）場合には、千円未満切捨て（切上げ）とする。

(2) 建築関係コンサルタント業務

低入札価格及び最低制限価格の範囲を、入札書比較価格の60%～80%から、60%～81%に改定する。

【計算式】

ア 県の設計金額（直接人件費）の100%

イ 県の設計金額（特別経費）の100%

ウ 県の設計金額（技術料等経費）の60%

エ 県の設計金額（諸経費）の60%

ア～エの合計金額

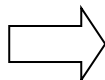
※ア～エについては、1円未満切捨て

【範囲】

(現行)

・ 入札書比較価格の60%～80%

・ なお、計算式により算出した額が、上記「範囲」を上回った（下回った）場合には、千円未満切捨て（切上げ）とする。



(改定後)

・ 入札書比較価格の60%～81%

・ なお、計算式により算出した額が、上記「範囲」を上回った（下回った）場合には、千円未満切捨て（切上げ）とする。

(3) 土木コンサルタント業務

計算式のうち、一般管理費等の算入率を48%から50%に改定する。また、低入札価格及び最低制限価格の範囲を、入札書比較価格の60%～80%から、60%～81%に改定する。

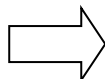
【計算式】

(現行)

ア 県の設計金額（直接人件費）の100%
イ 県の設計金額（直接経費）の100%
ウ 県の設計金額（その他原価）の90%
エ 県の設計金額（一般管理費等）の48%

ア～エの合計金額

※ア～エについては、1円未満切捨て



(改定後)

ア 県の設計金額（直接人件費）の100%
イ 県の設計金額（直接経費）の100%
ウ 県の設計金額（その他原価）の90%
エ 県の設計金額（一般管理費等）の50%

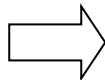
ア～エの合計金額

※ア～エについては、1円未満切捨て

【範囲】

(現行)

- ・入札書比較価格の60%～80%
- ・なお、計算式により算出した額が、上記「範囲」を上回った（下回った）場合には、千円未満切捨て（切上げ）とする。



(改定後)

- ・入札書比較価格の60%～81%
- ・なお、計算式により算出した額が、上記「範囲」を上回った（下回った）場合には、千円未満切捨て（切上げ）とする。

(4) 地質調査業務

計算式のうち、諸経費の算入率を48%から50%に改定する。

【計算式】

(現行)

ア 県の設計金額（直接調査費）の100%
イ 県の設計金額（間接調査費）の90%
ウ 県の設計金額（解析等調査業務費）の80%
エ 県の設計金額（諸経費）の48%

ア～エの合計金額

※ア～エについては、1円未満切捨て



(改定後)

ア 県の設計金額（直接調査費）の100%
イ 県の設計金額（間接調査費）の90%
ウ 県の設計金額（解析等調査業務費）の80%
エ 県の設計金額（諸経費）の50%

ア～エの合計金額

※ア～エについては、1円未満切捨て

【範囲】※変更なし

- ・入札書比較価格の3分の2～85%
- ・なお、計算式により算出した額が、上記「範囲」を上回った（下回った）場合には、千円未満切捨て（切上げ）とする。

(5) 補償コンサルタント業務

計算式のうち、一般管理費等の算入率45%から50%に改定する。また、低入札価格及び最低制限価格の範囲を、入札書比較価格の60%～80%から、60%～81%に改定する。

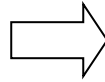
【計算式】

(現行)

ア 県の設計金額（直接人件費）の 100%
イ 県の設計金額（直接経費）の 100%
ウ 県の設計金額（その他原価）の 90%
エ 県の設計金額（一般管理費等）の 45%

ア～エの合計金額

※ア～エについては、1 円未満切捨て



(改定後)

ア 県の設計金額（直接人件費）の 100%
イ 県の設計金額（直接経費）の 100%
ウ 県の設計金額（その他原価）の 90%
エ 県の設計金額（一般管理費等）の 50%

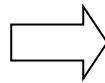
ア～エの合計金額

※ア～エについては、1 円未満切捨て

【範囲】

(現行)

- ・入札書比較価格の 6 0 % ～ 8 0 %
- ・なお、計算式により算出した額が、上記「範囲」を上回った（下回った）場合には、千円未満切捨て（切上げ）とする。



(改定後)

- ・入札書比較価格の 6 0 % ～ 8 1 %
- ・なお、計算式により算出した額が、上記「範囲」を上回った（下回った）場合には、千円未満切捨て（切上げ）とする。